

平成29年12月定例会 常任委員会

土木委員会

委員長名	小林昭一
委員会開催日	平成29年12月14日(木)
所属委員	〔副委員長〕伊藤達也 〔委員〕 橋本徹 円谷健市 勅使河原正之 阿部裕美子 柳沼純子 亀岡義尚 青木稔



小林昭一委員長

(1) 知事提出議案：可 決…36件

[※知事提出議案はこちら【PDF】](#)

(2) 議員提出議案：可 決…1件

[※議員提出議案はこちら【PDF】](#)

(12月14日(木) 土木部)

勅使河原正之委員

土7ページ、河川事業費の災害対策等緊急事業推進費3億3,600万円について、国庫支出金を見ると10分の5で、災害対策等緊急事業となっているが、この事業は公共災害復旧事業にはなじまなかったのか。

説明では工事現場等の河道の掘削とのことであったが、災害対応だと普通は河道掘削だけではなく護岸等の復旧も出てくと思う。この工事現場についての詳細な説明を願う。

河川整備課長

災害対策等緊急事業推進費については、状況からいうと只見町の田の口沢川で越水し沿川の市街地に浸水したが、施設自体は被災していない。本来、施設が被災した場合には災害復旧費で復旧することが前提であるが、この場合は被災していないため、別の事業でできないか国と協議した結果、この予算であれば事業ができ、なおかつ、この事業の特徴が再度災害が起きないように現在の川の断面を広げることでもできる工事であるため、国に要望し、9月に採択となった。今回の場合は、川の断面を大きくするために掘削するが、護岸工事も実施する。今ある川の断面を大きくした上で両側の護岸も整備し、今後同じような洪水が発生しても越水しないよう工事を実施したい。

勅使河原正之委員

少しわかった気もするが、公共災害復旧事業になじまないというのは、原形復旧が公共災害復旧の基本であり、今回は河川を少し大きくする意味もあるためかと思う。災害対策等緊急事業推進費補助金云々は、珍しい事業だと私は思っている。本県では今回初めてなのか。

また、この現場の内容は今話を聞いてわかった。越水したとのことで、通常の公共災害にはなじまずいろいろ事業を探

したが、国と協議した結果、災害対策等緊急事業推進費でなら対応できるということで始まったと私は理解した。河道掘削で3億3,600万円はかなりの額であり、この河道掘削の延長と見込み量、その残土処理など適正に対応できるのか心配も少しあるが、その辺についてはどうか。

河川整備課長

1点目の今回初めての採択かという質問については、平成23年の新潟・福島豪雨の際に只見川で同じ事業を実施している。

2点目の工事規模について、今回3億3,600万円を計上したのは、この事業自体に単年度予算で行わなくてはならない性質があるためである。通常の災害復旧であれば2、3年でやるべきところを、緊急に対応が必要な場所について予算を充当する事業であるため、今回、一連区間を完了するための予算を全額計上した。延長は133mで、掘削は約1,800m³を予定しており、残土処理などは適正に処理できるよう執行していきたい。

勅使河原正之委員

その単年度事業は、議会の承認があればすぐに始まると思うが、2カ月足らずで完了できるのか。明許繰越や事故繰越は当然認められない国の事業であると理解したが、その辺の見込みはどうか。

河川整備課長

委員指摘のとおり年明け早々には発注したいが、工期はやはり適正な日数がとれないため、明許繰越で来年度にかけての工事となる予定である。

阿部裕美子委員

土72ページの工事請負変更契約について、契約金額が1億4,000万円の増額となっているが、理由を聞く。

まちづくり推進課長

原釜尾浜防災緑地における変更の内容についてである。当初の計画では、主な盛り土の材料について、他の工事の発生土の受け入れを計画していたものの、その他の工事の工程について海象条件の悪さが原因となり工事がおくれ、防災緑地への流用土の搬入が間に合わないことから、当初の流用土から購入土に変更した。そのほか、隣接する道路との取りつけ部分で盛り土量が増加したことにより、合計1億4,000万円ほどの増額となっている。

阿部裕美子委員

工事請負契約の一部変更について幾つか聞く。

増額、減額、いろいろあるが、大きい変更では、土62ページの議案第96号で契約金額が5億円ほどの減額となっているが、理由を聞く。続いて議案第97号も減額となっているため、あわせて聞く。

港湾課長

工事請負契約の一部変更について、まず土62ページの請戸漁港海岸は新しくつくる海岸堤防であるが、その箇所に浪江町の排水路があり、その移設先等を含めた工法の変更についての協議に日数を要し、工期内の完成が難しくなったため、今回減額変更した。

富岡漁港海岸については既存堤防を活用した堤防復旧を考えていたが、既存堤防の損傷がかなり激しかったため、工法の変更を行った。変更に伴う国との調整に時間を要し、工期内の完成が難しくなったため、その分を減額した。

阿部裕美子委員

同じく工事請負契約の一部変更について、土54ページの議案第91号は増額変更となっているが、理由を聞く。

道路整備課長

増額の理由としては、当初は、道路を盛り土するための路床土を工区内の土を切ったところから流用する考えであった。しかし、それが道路をつくるためにふさわしい土か土質試験をした結果、不適ということになったため、購入土に変更した。

もう一つは、購入土への変更により切り土の後に残土を処理しなくてはならず、当初運搬距離を2kmほどと見ていたが、近くの地権者の考えが変わり、どうしてもそこに土を運ぶことはできないとのことで、予定していた残土処理場の運搬距離が変わったため、増額変更となった。

工期の変更については、支障物件等の調整に時間を要したため延期している。

阿部裕美子委員

購入土の場合、価格はどのぐらいになるのか。

道路整備課長

場所によって違うが、大体1㎡当たり3,000円と考えている。

亀岡義尚委員

土39ページで道路占用料徴収条例の一部改正が提案されているが、例えば今まで電柱1本430円だったものが440円となっている。占用料があることもわからずにいたが、これを上げるのはどのような理由か。

あわせて土67ページも1本当たり10～20円ずつ上がっているが、これも多分連動すると思うので、その背景や理由を聞く。

道路計画課長

道路占用料の変更理由について、道路占用料は基本的に固定資産税評価額の評価がえなど、地価に対する賃料水準の変動に合わせている。また、道路法施行令の一部が平成27年度の固定資産税の評価に合わせて29年4月1日から変わっている。今回はそれに合わせて本県の道路占用料を改正する。

まちづくり推進課長

都市公園条例における使用料の単価の改定についてである。今ほど道路計画課長から説明があったとおり、都市公園の使用料についても地価を基準に算定基準を決めており、近年の地価変動に伴い改正する。改正のタイミングとしては、今般、道路法施行令の改正に伴って占用料の徴収条例の改正があるため、それに合わせて都市公園条例の改正を行うものである。

亀岡義尚委員

本県に電柱はどのくらいあるのか。さらに、その金は県の収入になると思うが、昨年度の収入額等について、概算でよいのでわかれば聞く。

道路計画課長

道路占用料については、土39ページの別表のとおり電柱などいろいろなものがあり、平成28年度の占用料の総額は約1億8,200万円となっている。

電柱の本数についてはすぐ出ないが、地価の変動がN T Tや電力等の占用料にどのぐらい影響があるかは調べている。改正前であれば約2,700万円の占用料となる予定が、改正後だとほぼ同じであるものの、34万円ほどの減となる予定である。これは地価の変動がそれほど大きくなかったということである。

まちづくり推進課長

公園の占用料の増額について、平成28年度は全体の収入額が45万2,000円であった。それが今回改正になると45万5,000円となり、3,000円の増額となる見込みである。

青木稔委員

土15ページの繰越明許費について、約3,000億円の事業費に対して繰越額が先ほどの港湾の執行残も含め約189億円である。事業費は使いこなして初めて事業が完了したこととなるため、これを消化することで事業が完了し、復興が進んだということとなる。いろいろな事情はあるにしろ、それを乗り越えてしっかりと予算を消化する努力を願う。部長にその考え方を聞く。

土木部長

繰り越しに関して、かなりの復興予算を得て事業を執行しているが、説明したとおり諸般の事情がある。用地の問題や他機関との調整の問題、気象の問題で海が非常に荒れてなかなか入れないといった状況がある。そういったときに、契約した相手方と適正な工期を確保しなければ、良質な社会資本整備ができないため、繰越制度を適正に活用し、適正な工期をとって現場をしっかりと仕上げる手順をとっている。膨大な予算を的確に執行するため、繰越制度や債務負担行為制度といったものを使い、適正に事業を執行していきたい。

青木稔委員

そのようなことだと思うが、予算を消化して初めて復興となるため、最善の努力を払って事業を進めるよう要望しておく。

橋本徹委員

青木委員の質問の関連で、繰り越しの事由が一つだけ違う土13ページの海岸事業費について、資材の入手困難により日数を要するためとのことであるが、具体的にはどういったことか。

河川整備課長

土13ページの海岸事業費（再生・復興）の事由として、資材入手困難による繰り越しを主な理由として挙げた。そのほか、今ほど部長からもあったとおり、他機関との調整や、具体的に例えば波倉海岸の場合は、東京電力福島第二原発に隣接しており、そちらとの調整に時間がかかったことも一因である。

伊藤達也副委員長

土74ページの福島市北沢又の復興公営住宅整備工事について、3階建ての2棟60戸でしかもC L T工法をとった整備であり、官発注の大規模な共同住宅整備事業としては全国でも初めてと聞いている。国土交通省を初め全国から注目されている事業であるが、発注者としてこの事業に対する県の思いをまず聞く。

復興住宅担当課長

C L T工法は、国でも地方創生の目玉として位置づけられており、今回復興公営住宅で取り入れた理由としては、まず1つ目に、昨年4月に技術的基準としての告示が定められ、特殊な工法から一般的な工法になったことがある。

2つ目としては、本県に導入することで新しい技術を普及させる目的で採用している。

3つ目については、木造であるため、木をふんだんに使っている。入居者に木の安らぎやよりよい居住環境を提供できるものとして、今回採用している。

伊藤達也副委員長

これが完成すれば、全国から各団体や企業、また自治体等も視察に来るし、言葉をかえれば失敗できない案件だと思う。今回C L Tという今までにない特別な工法を使っているため、現場の技術者確保などの施工管理体制には万全を期すべきと思うが、県の方針について聞く。

復興住宅担当課長

委員指摘のとおりC L T工法は全国から注目される新しい工法技術である。この復興公営住宅については、工事監理業務の委託を考えているが、実際にC L T工法の設計実績があって、技術に精通している設計事務所と契約予定であり、これと県北建設事務所の監督員とのダブルチェックにより品質管理と工程管理を行い、工事を進行していく。

伊藤達也副委員長

土木委員会としてもしっかり注視していきたい。くれぐれも正当な理由なく工期が延びたり、またC L Tはほかの木材、建材よりも高額であるため、契約金額が変更になったりしないよう強く要望する。

亀岡義尚委員

けさの報道に寿命の話が出ていた。今、県を挙げて県民運動として健康寿命を延ばす取り組みの真っ最中であり、今定例会でも最終日に特別委員会を設けて、しっかり取り組んでいく動きが始まろうとしている。

土木委員会として聞くが、健康寿命を延ばす県民運動であるため、恐らくそういった考え方のもとに、道路の工夫や阿武隈川、荒川等の河川で、何kmコースなどいろいろ歩きやすい環境づくりが見られる。これについて、もっと健康寿命を延ばすために土木部としてできること、あるいは行っていることがあれば紹介願う。

土木企画課長

健康づくり支援については、今年度、土木部としても何かできないかとのことで新たな事業を立ち上げた。歩いて走って健康づくり支援事業という、県民の健康づくり支援を図るため道路を積極的に歩いてもらい、健康づくりに役立ててもらおう趣旨のものである。

具体的な事業の内容としては、まち歩きの周遊ルートにある県有施設にベンチやルート案内板等を整備したり、桧原湖周辺などの中山間地を中心にランニングやサイクリングがしやすい環境づくり、例えば路面標示で自転車専用道路整備等も明示するといった環境整備を行っている。このほかこれまでも通常の事業として、歩道整備や自転車専用道路整備等も行っており、土木部としては歩道が中心となるが、部が所管する施設を積極的に活用して健康づくり支援を進めたい。

橋本徹委員

県及び国が避難区域内で公共事業を行う際に出る瓦れきや廃棄物に関して聞く。

先日地元の町を回っていたところ、放射性廃棄物だと思うが、国や県が公共事業を行う際に出るごみの扱いが宙ぶらり

んになっているため何とかしてほしいと要望された。環境省は除染廃棄物しか扱わないので、公共事業で出た際の土やごみがどこにも取り扱われないでいるとのことであったが、それに対する県の見解を聞く。

土木企画課長

公共工事で発生する建設副産物について説明する。

まず我々が工事をする場合、先行して除染が入る場合がある。そのようなものについては、放射性物質汚染対処特措法に基づき、環境省で仮置きして、それを中間貯蔵施設等に運んでもらうことになるが、除染の対象になっていないものや除染の対象区域でないところの工事が出たものについては、一般的には通常の処分としている。

ただ、河川を例に挙げると、河川の堆積土の表面などは若干線量が高いものがあるため、そちらについては線量に応じて環境省に処分してもらうか、低いものについては一般の産業廃棄物として処分している。物によってその都度対処方法は違うが、事業者で処分しているのが現状である。

技術管理課長

帰還困難区域内の廃棄物については、国が示した「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」の中に明確に示されておらず、環境省、生活環境部、土木部の三者で協議して対応方法を検討していく。

土木部が関係するのは、帰還困難区域内の道路事業や、それに関して発生する廃棄物の取り扱いについてであり、どのような形で進めていくか、環境省に除染してもらうかも含めて協議して決めていく方向性となっている。

阿部裕美子委員

福島県賃貸住宅供給促進計画の住宅セーフティネットの取り組みについて概要を聞く。

建築住宅課長

福島県賃貸住宅供給促進計画は、国の住宅セーフティネット法がこの10月25日に改正施行され、それを受けた県の計画である。住宅セーフティネット法の改正趣旨としては、住宅確保要配慮者は、高齢者、子育て世帯または低額所得者など多岐にわたっているが、その方たちの入居を拒まない、またはその方たち専用とする民間賃貸住宅の登録を進めていくことである。それに基づいて、本県としても、供給目標や登録を進めるための施策や市町村との連携、福祉との連携などを今回定め、あわせて公共の公営住宅についても施策などを盛り込んで策定した。

阿部裕美子委員

県の計画としては平成37年度までに6,000戸の登録を見込んで進め、国が2分の1を助成して2万円を限度に家賃補助を行っていく内容だと思うが、この事業についての県の役割はどのようなになるか。

建築住宅課長

まず法律自体で、登録事務を行うのが県または政令市または中核市となっているため、今現在は郡山市、いわき市の市域を除いては、県が登録事務を担うこととなる。あわせて全県的なものであるため、全県的な情報提供や委員指摘の補助に対する情報提供、補助のあり方の情報提供等について、市町村に助言等を行っていきたい。

阿部裕美子委員

高齢者だから入居を拒否されるといったことがなく、登録があったところに入居できるということでは非常によい制度がスタートすると思うが、実質的な財政負担は国と市町村になるため、財政的なところでも県が役割を果たすべきではな

いか。市町村の負担を軽減させていく点でも、ぜひ県としてその点を検討してほしいが、どうか。

建築住宅課長

家賃の補助が出るのは、いろいろな属性プラス低額所得者となっているが、低額所得者等の住宅対策については、福祉施策との緊密な連携が欠かせない。例えばある市は子育て世帯に重点を置く、ある市は高齢者に重点を置くなど、その地域の多様なニーズを把握し、福祉との連携もあわせて両施策を総合的かつ適切に行えるのは市町村だと認識しており、市町村が家賃等の補助も行いながら、本制度を効果的に活用していくことが適当と考えている。

阿部裕美子委員

この事業については、ぜひ県も財政的な支援を行うことを要望しておく。

続いて、橋の耐久性調査について、日本大学工学部と東日本高速道路（株）が高速道路の長寿命化に向けての協定を結んだとのことで、公的な建築物の耐久性が非常に注目されている。災害対策の面からも、公的なものの耐久性調査を行って改築や修繕を進めていくことが非常に大事になってきていると思うが、橋やトンネルなどの耐久性を測定するやり方としては、今どのような方法で進められているのか。

道路管理課長

橋やトンネルなどの構造物については、平成26年度から法定点検として近接目視で点検を行うことが国土交通省の省令で定められ、現在点検作業を行っているが、来年度が最終年度で一回りとなる。橋やトンネルなどそれぞれに点検マニュアル等があり、それに基づいて劣化度を判定し、一番悪い状態になる前に予防的に修繕していく方針となっている。今現在その点検作業を実施しており、状況について取りまとめながら、あわせて程度の非常に悪いものについては修繕を実施している。

阿部裕美子委員

点検作業について、たたいて音などの状況を見るやり方で果たして確率的に不安はないのかと言われていていると思うが、検査をできるだけ確に対応し、危険箇所の改修に当たっていく点で、測定方法については何か考え方があるか。とりあえず今のままで進めるのか。

道路管理課長

委員指摘のとおり、コンクリート構造物については、打音検査が一番初歩的な検査である。ひび割れや空洞などがある場合は、通常のコンクリートの音と違う、少し抜けるような音がするため、それが初歩の点検方法となる。

それで異常があった場合には、例えばボーリング用の機械のようなものを使って実際にコンクリートを抜き、中がどうなっているか確認する。コンクリートに一番悪いのは中性化であるため、そうなっていないか、また、鉄筋等がさびていないかといった状況を見たり、超音波などを使った検査をしたり、打音検査から徐々に方法を詳細化していく。

打音検査で異常がなければそれだけで終わるが、異常を見つけた場合には、さらに詳細な方法に入っていく手順となっている。

阿部裕美子委員

ことしも冬がやってきて、除雪問題で心配なところがある。5 cm以上は除雪をする状況のもと、オペレーターの不足などが言われているが、除雪の体制はどのような状況か。

道路管理課長

今年度については、おととい大雪警報が出て、現在、会津では90cmを超える積雪箇所があり、11月末には猪苗代町で60cm降った状況もある。過去の数年を見ても非常に早い降雪、積雪状況となっているが、除雪については、県管理の各事務所における契約手続は全て終わっているほか、県直営で臨時雇用するオペレーターについても全て準備が整っており、この早い時期の雪に対する備えはできている。

阿部裕美子委員

臨時雇用では、実際に何人ぐらい雇用しているのか。

道路管理課長

手元に資料がないため調べて後ほど答える。

小林昭一委員長

資料を提出することでよいか。

阿部裕美子委員

よい。

小林昭一委員長

ただいま阿部委員から資料要求があったため、委員会に提出を求めることに異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林昭一委員長

異議ないと認め、あすまでに15部の提出を求める。

道路管理課長

あすまでに15部を提出する。